

	法定雇用率		
	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 2 年 2 月 28 日まで (経過措置)	令和 3 年 3 月 1 日から
一般事業主 (民間企業)	100 分の 2.0	100 分の 2.2	<u>100 分の 2.3</u>
一定の特殊法人	100 分の 2.3	100 分の 2.5	<u>100 分の 2.6</u>
国・地方公共団体等	100 分の 2.3	100 分の 2.5	<u>100 分の 2.6</u>
都道府県等の教育委員会	100 分の 2.2	100 分の 2.4	<u>100 分の 2.5</u>